

## 第1条 趣旨

- (1) 大分県（以下「当県」という。）が実施する消耗品の調達において、大分県消耗品発注システム（以下「本システム」という。）を利用するに際して、利用規約（以下「本規約」という。）を定めるものです。
- (2) 本システムを利用し、大分県との取引を行うすべての事業者（以下「利用者」という。）は、本システム上で提供されるサービスの利用に当たって本規約に加え、システム運営会社である株式会社インフォマート（以下「運営会社」という。）が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

## 第2条 本規約の同意

本規約は、すべての利用者に適用されますので内容を確認し、同意の上でご利用ください。なお、当県との取引に本システムを利用することにより、本規約に同意したものとみなします。

## 第3条 システム利用内容

本システムは運営会社が提供する「BtoB プラットフォーム TRADE」及び「BtoB プラットフォーム請求書」のサービスを使用し、当県との取引における次のことが行えます。

- (1) 見積書  
当県からの見積依頼に対して見積書を作成、発行すること。
- (2) 発注請求書  
当県からの発注書に対して発注請求書を作成、発行すること。
- (3) 納品書  
物品の納品後に納品書を作成、発行すること。
- (4) 請求書  
当県からの検収書を承認し、請求書を作成、発行すること。
- (5) その他  
当県からの送付される各帳票の差戻し、辞退等の処理。

## 第4条 システム利用申請

本システムの利用を希望する事業者は、利用申請書の提出が必要です。当県では利用申請書の受理後、本システムから電子メールにて利用招待を実施するので、事業者は当県が提供するマニュアルのとおりIDの取得及び取引に必要な設定等を行うものとします。

## 第5条 利用環境及び費用

- (1) 利用者は本システムに利用するために必要な機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとします。

- (2) 当県との取引において利用するB to Bプラットフォーム TRADE（受注機能、TRADE 経由で発行する請求書）は、基本的に無料です。ただし、別途費用が発生する拡張機能（利用者側の販売管理システムとの連携等）の利用は、利用者の自己負担で行うものとします。

#### 第6条 物品代金の支払日

- (1) 本システムを利用した当県との取引の支払日は、原則月3回（毎月10、20、30日※その日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）とし、請求日より支払日を設定します。また支払いは、その支払日における全所属分を一括して、指定された銀行口座へ入金します。
- (2) 具体的な支払スケジュールは、本規約と同ホームページ内に掲載している日程で支払いを行うので、最新のものを確認してください。なお、諸事情により支払スケジュールが変更となった場合は、同ホームページ内で周知します。

#### 第7条 本システムの停止時の対応

- (1) 災害等の事情により、本システムに障害が発生し、利用が長期的に不能となる場合は、従来どおり紙や電子メール等による取引を行うものとします。
- (2) 利用者での対応が必要な場合の周知は、ホームページ内または個別に発注所属より依頼するため、その指示に従うものとします。

#### 第8条 免責事項

当県の責めに帰すことができない事由により、本システムの利用が遅延や不能となった場合、それにより発生した損害について当県は責任を負いません。

#### 第9条 本規約の変更

本規約の内容は、必要に応じて、予告なしに変更することがありますので、利用に際してはホームページで最新の内容を確認してください。なお、規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 〔附則〕

本規約は令和6年4月1日から施行します。